一の二　小型自動車及び軽自動車（規則第二条に規定する小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）であつて、法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一の二において同じ。）であつて、法第五十九条第一項の新規検査、法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。別表第一の二において同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの　別表第一の二に掲げる許容限度

別表第一専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、小型自動車（二輪自動車に限る。）の項、第一種原動機付自転車（二輪自動車に限る。）の項、軽自動車（二輪自動車に限る。）の項及び第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）の項を削る。

別表第一の備考第一号及び第三号中「、軽自動車及び原動機付自転車」を「及び軽自動車」に改め、「（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）」及び「、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時」を削る。

別表第一の備考第二号中「（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）」及び「及び原動機付自転車」を削る。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

自動車の種別		自動車騒音の大きさの許容限度	
		近接排気騒音	加速走行騒音
小型自動車及び軽自動車	PMRが五十を超えるもの	九十四デシベル	七十七デシベル
	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	九十四デシベル	七十四デシベル
	PMRが二十五以下のもの	九十四デシベル	七十三デシベル
第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）	PMRが五十を超えるもの	八十四デシベル	七十七デシベル
	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	八十四デシベル	七十四デシベル
	PMRが二十五以下のもの	八十四デシベル	七十三デシベル
第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）	PMRが五十を超えるもの	九十デシベル	七十七デシベル
	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	九十デシベル	七十四デシベル
	PMRが二十五以下のもの	九十デシベル	七十三デシベル

備考

一　PMRとは、次の式により算出した値をいう。

PMR＝（原動機の最高出力（kW）÷（車両重量（kg）＋75））×1000

二　近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三　加速走行騒音とは、協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。）第四十一号第四改訂版附則3の1．3．4．で規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第二小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）の項、第一種原動機付自転車の項及び第二種原動機付自転車の項中「八十五デシベル」を「―」に改める。

別表第二の備考第二号中「別表第一の備考第二号に定めるところによる」を「原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

別表第二小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）の項、第一種原動機付自転車の項及び第二種原動機付自転車の項中「八十五デシベル」を「―」に改める。

別表第二の備考第二号中「別表第一の備考第二号に定めるところによる」を「原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。」に改める。

七　法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「―」とあるのは「八十五デシベル」とする。

別表第二の備考に次の一号を加える。

○東北地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久慈市夏井町字鳥谷第五地割四〇番一から同市夏井町字鳥谷第五地割四〇番二まで	前	一六・〇〇メートル～一〇四・〇〇メートル　〇・二三八キロメートル
	後	二六・〇〇メートル～一〇四・〇〇メートル　〇・二三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	久慈市夏井町字鳥谷第五地割四〇番一から同市夏井町字鳥谷第五地割四〇番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十五日